

岡山県公報			発行 岡山県	
目次		担当課（室）		
【告示】 ○ 優良図書の推奨 ○ 有害図書の指定 ○ 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退 ○ 指定居宅サービス等の事業の廃止 ○ 特定計量器定期検査 ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 ○ 土砂災害警戒区域の指定の解除 ○ 土砂災害警戒区域等の指定 【公告】 ○ 公共測量の終了 ○ 道路の位置の指定 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 【選挙管理委員会】 ○ 政治団体の名称等の公表 ○ 政治団体の代表者等の異動 ○ 政治団体の解散		男女共同参画青少年課 障害福祉課 長寿社会課 産業企画課 道路整備課 防災砂防課 監理課 建築指導課 選挙管理委員会 "	○ 政治団体の代表者等の異動の訂正 	

◎岡山県告示第四百四号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。
平成二十九年七月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号	図 書 名	著 者	作	発行所	対 象
1	地震がきたらどうすればいいの？	あかぎ かんこ	作 絵	埼玉福祉会	幼児 児
2	はまぐでひろったよ	岩 間 史 朗 池 田 等 大久保 茂 徳	写真 監修	ひさかたチャイルド	小学生（低）
3	もののけの家	ほりかわ まりこ	作	偕 成 社	〃 （低）
4	どうぶつたちがねむるとき	イジー・ドヴォジャーク ペリエ・シュトウンブアゾアデー	作 絵	偕 成 社	〃 （低）
5	どうぶつ園のじゅうい ぜつめつからすくうしごと	木 村 有 子	訳	金 の 星 社	〃 （中）
6	靴屋のタスケさん	植 田 美 弥 角 野 栄 子 森 環	監修 作 絵	偕 成 社	〃 （中）
7	うちって やっぱり なんかん？	トーリル・コーザエ	作	偕 成 社	〃 （中）
8	ジャンケン神さま	青 木 順 子	訳 作	小 学 館	〃 （中）
9	こんとんじいちゃんの裏庭	岡 田 よしたか 村 上 しいこ	絵 作	小 学 館	中 学 生
10	八月の光 失われた声に耳をすませて	朽 木 祥	作	小 学 館	〃

◎岡山県告示第四百五号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

平成二十九年七月二十八日

		岡山県知事		伊原 木 隆 太	
番号	種 別	名	称	発行者等	
1	季 刊 誌	姉 a y a	夏号	冊 丑	版
2	月 刊 誌	恋愛白書	パステル	冊 丑	版
3	”	実話ナックルズ	8月号	”	”

◎岡山県告示第四百六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を平成二十九年七月十八日次のとおり指定した。
また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十九年七月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医師		
指定医師名	診療科目	医療機関の名称
田中克樹	視覚	田中眼科医院
山崎広一	肢体不自由	笠岡第一病院
小谷一敏	呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸	笠岡第一病院
紙谷晋吾	肢体不自由	成羽病院
藤原洋平	肢体不自由	成羽病院
二 指定を辞退した医師		
指定医師名	診療科目	医療機関の名称
山崎浩子	腎臓	高梁中央病院
葉師寺宏	ぼうこう・直腸	笠岡第一病院
修多羅正道	肢体不自由、平衡	郷奉メンタルクリニック北園
所在地	所在地	所在地
		浅口市鴨方町六条院中三三五―一
		笠岡市横島一九四五
		笠岡市横島一九四五
		高梁市成羽町下原三〇一
		高梁市成羽町下原三〇一

◎岡山県告示第四百七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年七月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

小川器械株式会社

2 所在地

岡山県津山市北園町一〇番地九

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

小川器械株式会社

2 所在地

岡山県津山市北園町一〇番地九

三 廃止年月日

平成二十九年六月三十日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇〇四八九

五 サービスの種類

福祉用具貸与

特定福祉用具販売

介護予防福祉用具貸与

特定介護予防福祉用具販売

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

アップルヘルパーステーション

2 所在地

岡山県津山市上野田一〇〇番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社アップルコーポレーション

2 所在地

岡山県津山市上野田一〇〇番地

三 廃止年月日

平成二十九年八月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七三六〇〇一七四

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

◎岡山県告示第四百八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器に係る定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、ひょう量が五百キログラム以下の非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く）、分銅及びおもりとする。

平成二十九年七月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 定期検査を行う区域、場所及び期日

区 域	場 所	期 日
高梁市	びほく農協有漢主幹支店	平成二十九年九月四日
〃	〃	〃
〃	川面地域市民センター	五日
〃	〃	〃
〃	宇治地域市民センター	六日
〃	〃	〃
〃	やすらぎの里センターハウス	七日
〃	〃	〃
〃	成羽総合福祉センター	八日
〃	〃	〃
〃	吉備川上ふれあい漫画美術館	十一日
〃	〃	〃
〃	高梁市役所一階市民ホール	十二日
〃	〃	〃
〃	〃	十三日
〃	〃	〃
〃	〃	十四日
〃	〃	〃

二 実施機関

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

◎岡山県告示第四百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月二十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 市場青木線
- 三 道路の区域

区	域	新 旧 別	幅 員	延 長
小田郡矢掛町東三成字土井四〇四〇番一 地先から	新	六・〇 二〇・〇	三四〇・〇	
小田郡矢掛町東三成字土井四〇四〇番一 地先まで	旧	二・〇 一七・〇	三四〇・〇	

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 北木島線
- 三 道路の区域

区	域	新 旧	幅 員	延 長
---	---	-----	-----	-----

笠岡市北木島町字玉立一〇四〇七番一三 地先から 笠岡市北木島町字玉立一〇四〇七番一〇 地先を経て 笠岡市北木島町字上松原一〇九〇六番一 七地先まで	笠岡市北木島町字玉立一〇四〇七番一三 地先から 笠岡市北木島町字上松原一〇九〇六番一 七地先まで	笠岡市北木島町字玉立一〇四〇七番一三 地先から 笠岡市北木島町字上松原一〇九〇六番一 七地先まで	別 (メートル)
旧	新		
六・二〇 二二・〇	六・二〇 二二・〇	三・一〇 二六・〇	(メートル)
四二七・〇	四二七・〇	四〇九・〇	(メートル)

津山市靱保字矢峪四四四番一地先まで		三八・九	
津山市靱保字郷尾六八番地先から	旧	五・〇 三六・九	四三〇・〇

◎岡山県告示第四百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧

平成二十九年七月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	県道
路線名	市場青木線
区間	小田郡矢掛町東三成字土井四〇四〇番一地从 から 小田郡矢掛町東三成字土井四〇二九番一地从 まで
供用開始年月日	平成二十九年七月二十八日

◎岡山県告示第四百十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、高梁市の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

平成二十九年七月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
二〇九K玉川町下切〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町下切〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町下切〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町下切〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町下切〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成29年7月28日 岡山県公報 第11909号

二〇九K玉川町増原〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九D玉川町玉〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町玉〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町玉〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町玉〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町玉〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町玉〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町玉〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町玉〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町玉〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町玉〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町玉〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町玉〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町増原〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町増原〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町増原〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町増原〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町増原〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町増原〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町増原〇〇七	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部高梁地域設計審査班に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第四百十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、高梁市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年七月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土砂災害警戒区域		土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類		指定の区域
箇所番号				
二〇九K玉川町下切〇〇一		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
二〇九K玉川町下切〇〇二		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
二〇九K玉川町下切〇〇三		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
二〇九K玉川町下切〇〇四		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
二〇九K玉川町下切〇〇五		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
二〇九K玉川町玉〇〇一		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
二〇九K玉川町玉〇〇二		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
二〇九K玉川町玉〇〇三		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
二〇九K玉川町玉〇〇四		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
二〇九K玉川町玉〇〇五		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
二〇九K玉川町玉〇〇六		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
二〇九K玉川町玉〇〇七		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
二〇九K玉川町玉〇〇八		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
二〇九K玉川町玉〇〇九		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
二〇九K玉川町玉〇一〇		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
二〇九K玉川町玉〇一一		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
二〇九K玉川町玉〇一二		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
二〇九K玉川町玉〇一三		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
二〇九K玉川町玉〇一四		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
二〇九K玉川町増原〇〇一		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	

平成29年7月28日 岡山県公報 第11909号

二〇九K玉川町増原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九D玉川町玉〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町玉〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町玉〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町玉〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町玉〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町増原〇〇六	土石流	次の図のとおり

二〇九D玉川町増原〇〇七
二 土砂災害特別警戒区域

箇所番号

土石流

土砂災害の発生原因と
なる自然現象の種類

次の図のとおり

指定の区域及び法
第九条第二項括弧
書に規定する土砂
災害警戒区域等に
おける土砂災害防
止対策の推進に関
する法律施行令
(平成十三年政令
第八十四号)で定
める衝撃に関する
事項

二〇九K玉川町下切〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町下切〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町下切〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町下切〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町下切〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成29年7月28日 岡山県公報 第11909号

二〇九K玉川町玉〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九D玉川町玉〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町玉〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町玉〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町増原〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町増原〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町増原〇〇三	土石流	次の図のとおり

二〇九D玉川町増原〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町増原〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町増原〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町増原〇〇七	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部高梁地域設計審査班に備え置いて縦覧に供する。

〔三二四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

平成二十九年七月二十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

倉敷市及び総社市 全域	測 量 区 域
公共測量（航空写真撮影）	測 量 の 種 類
平成二十九年三月三十一日	終 了 年 月 日

〔三二五〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月二十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇一五号 平成二十九年七月 二十一日	浅口市鴨方町益坂字池田一四四七番 九、一四四七番九地先道	六・〇〇	七一・二四

〔三二六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年七月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市小寺字平山一三一七―四、一三一七―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

加賀郡吉備中央町円城三一六

角田 大希

三 許可番号

岡山県指令建指第三二号

◎岡山県選管告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十九年七月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原 健 補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

天皇同志会

石川

悠

熱田 潔 司

岡山市東区久保三三五―七

平成二九・六・一三

岡山県トラック政治連盟	遠藤俊夫	〃	遠藤俊夫	壺坂須美男	平成二九・六・一六
〃	〃	会計責任者の氏名	西田末廣	田中明夫	〃
岡山県遊技業政治連盟	千原行喜	〃	高見浩三	遠部勇治	〃
岡山ビルメンテナンス政治連盟	武田五男	代表者の氏名	武田五男	高上征夫	五・二五
治連盟					
〃	〃	会計責任者の氏名	小川昌作	宮下正晴	〃
片岡しげお後援会	難波作吉	代表者の氏名	難波作吉	片山松夫	六・二六
久徳大輔後援会	谷本明久	〃	谷本明久	柳井正昭	六・二七
税理士による平沼赳夫後援会	神崎信輔	主たる事務所の所在地	津山市志戸部六四七―九	津山市大手町八一一大手町ビル三階	四・二一
〃	〃	代表者の氏名	神崎信輔	浅野幹夫	〃
〃	〃	会計責任者の氏名	神崎信輔	浅野幹夫	〃
日本薬業政治連盟岡山県支部	児嶋俊和	代表者の氏名	児嶋俊和	久米敏彦	六・六

◎岡山県選管告示第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十九年七月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健 補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

石田よしお後援会

片山剛後援会

佐野たかし後援会

宮田精一後援会

代表者の氏名

上岡 實

山本 恒治

平松 真太郎

宮田 修治

解散年月日

平成二九・六・二六

〃 五・三一

〃 〃

〃 五・二六

◎岡山県選管告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、自由民主党岡山県自治振興支部から訂正の申出があったので、同法第七条の二第一項の規定により公表した政治団体の代表者等の異動（平成七年岡山県選管告示第七号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十九年七月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健 補

自由民主党岡山県自治振興支部のうち「加計 孝太郎」を「加計 晃太郎」に改める。